

会議室使用上の注意事項（会議室使用細則）

秋 田 県 J A ビ ル
秋 田 県 農 協 共 済 株 式 会 社

秋田県 J A ビルの会議室の使用を希望されるときは、下記に定めるところに従って申込の受付をいたしますので、使用者はこれらの事項を遵守いただきご使用ください。

記

1. 会議室の貸与条件について

弊社の会議室は、弊社規程・細則および法令その他準じるものに照らして適当であると認められた会議等に対してこれを貸与いたします。

法人のご使用の場合は会社概要・登記簿謄本等、個人のご使用の場合は身分証明書等をご提出いただく場合があります。また、会議内容等の詳細をお聞きする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は貸与いたしません。

- (1) 使用に伴う騒音等が他の使用者や近隣に迷惑をかけることが予想されるとき。
- (2) 使用者・参加者に対してデモなどの示威行為が発生する恐れのあるとき。
- (3) 使用者・参加者が弊社の信用を失墜したり、利益を著しく損なうような行為をする恐れがあるとき。
- (4) 使用者・参加者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力（総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団など）に属していると認められるとき。
- (5) 過去に使用料金等の支払遅延があったとき。
- (6) 建物・付帯設備の保全上不適当と認められたとき、または保安全管理上支障があると認められたとき。
- (7) その他の理由により弊社が不適当と判断したとき。

2. 使用可能時間について

- (1) 会議室など秋田県 J A ビル館内の使用は、原則として 9 時から 21 時までとします。
早めの開始時間をご希望の場合には、あらかじめご相談ください。
- (2) 使用時間には準備・撤収、使用者・参加者の入退場に要する時間も含まれます。
- (3) 使用時間の延長は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情があると認めかつ他に支障がない場合は、所定の追加料金を申し受けて使用時間の延長を認めることがあります。

3. 申込方法について

(1) 使用申込の受付開始は使用月の1年前となっております。原則として先着順の申込受付となります。

また、会場設営等の都合上、原則として使用日の3営業日前までにお申込ください。

(2) 使用申込を希望される使用者は、事前に弊社担当者にお電話にて希望される日時の予約状況をご確認後、当ホームページより「仮予約申請書」(ページ右上)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、FAXにてご送信ください。

TEL/018-864-2055 FAX/018-864-2052

(3) 弊社から申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

なお、備品使用のご希望がございましたら、連絡事項の欄にご記入ください。

(4) 弊社担当者より、ご使用内容確認のお電話をさせていただきますことがあります。

(5) 上記の申込書記載内容に不備がなく、この会議室使用細則等に照らして審査し、適当であると認められた時点で正式使用承認となります。

4. 使用料金等について

(1) 会議室使用料金は「[会議室・ホール 詳細・料金](#)」をご覧ください。

なお、上記「[会議室・ホール 詳細・料金](#)」使用時間以外のご希望の場合は、あらかじめご相談ください。

弊社にて検討のうえ、使用の際には別途料金を頂戴いたします。

(2) 会議室内の机・椅子のセッティングなどは、弊社にて行いますので事前にご相談ください(無料)。

(3) レンタル備品

①【無料】移動式音響設備(ワイヤレス2本)、スクリーン100インチ、ホワイトボードなど

②【有料】プロジェクター(明るさ:3,100ルーメン)

[レンタル備品はこちら](#)をご参照ください。

(4) 駐車場について

有料外来駐車場は約100台収容できます。

① 平日1時間100円(税込)。

② 土・日・祝日は会議室使用者・参加者の方々には無料開放しております。

③ 秋田県J Aビル北側月極駐車場につきましては、平日は月極契約者以外駐車禁止ですが、土・日・祝日は会議室使用者・参加者の方々も駐車(無料)できます。

(5) 使用料金等のお支払い

弊社が指定する支払期日までに、所定の使用料金等をお支払いください。なお、銀行振込による振込手数料は使用者がご負担ください。

5. 変更・キャンセルについて

(1) 使用承認後、使用者の都合により使用期日・時間・場所等を変更する場合や、使用申込をキャンセルする場合は、速やかに弊社へご連絡ください。なお、レンタル備品等の申込内容に変更が生じた場合も速やかにご連絡ください。

(2) 使用者の都合によりキャンセルする場合は、次のキャンセル料を頂戴します。

- ① 使用日の前日まで：無料
- ② 使用日の当日：会議室使用料金の50%

(3) 次のいずれかに該当した場合は、キャンセル料を免除することがあります。

- ① 天災などの不測の事態が発生し、不可抗力により会議等を中止せざるを得ないとき。
- ② 国・自治体等が天災や感染症等の警戒宣言を発令し、弊社が会議室の使用を不相当と判断したとき。
- ③ 建物・付帯設備の故障・損傷等により建物が安全でないと弊社が判断した場合等、やむをえず弊社の都合により使用承認を取消したとき。

6. 禁止事項について

使用者・参加者が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 申込時の使用目的を逸脱した使用、使用権の転貸・譲渡
- (2) 使用承認を受けた会議室以外の場所の無断使用
- (3) 弊社の承認のない使用時間の延長
- (4) 発火物、爆発物など危険物の秋田県 J A ビル館内への持込、裸火の使用
- (5) 悪臭を発生する物の秋田県 J A ビル館内への持込、臭気が充満する恐れのある使用
- (6) 所定の場所以外での喫煙
- (7) 秋田県 J A ビル敷地内における喧騒、粗暴の挙動、示威行為、ビラまき、寄付募集等の迷惑行為
- (8) 所定の場所以外での看板、ポスター等の掲示物
- (9) 建物、付帯設備、備品等への釘打、糊やガムテープ等での貼付
- (10) 消防設備付近や通路など消火活動や避難誘導の妨げになる場所への物品、掲示物などの設置

7. 使用者の管理責任について

- (1) 会議室使用中の建物・付帯設備・備品等の使用管理責任は原則としてすべて使用者に負っていただきます。使用者は、会議室使用期間中、建物・付帯設備・備品等の保全に努めるとともに、参加者の安全確認に注意を払う義務を有します。
- (2) 使用者は不時の災害などに備え、非常口の場所、誘導方法、消火設備などを必ず事前に確認してください。
- (3) 使用会議室内で火災が発生した場合には直ちに最寄りの火災報知機を鳴動させ、参加者の避難誘導を行うとともに、弊社へ通報してください。
- (4) 使用者は感染症対策（参加者へのマスク着用・手指の消毒・検温等）を使用者の責任で行ってください。
- (5) 受付、案内、警備、入退場整理、携帯品の預かり、盗難防止、遺失物保管、事故防止など参加者に対するあらゆる対応を使用者の責任で行ってください。
- (6) 参加者が多数予想される場合は、秋田県 J A ビル敷地内および周辺地域での事故・混雑・トラブル防止のため駐車場整理誘導員等の配置を使用者の責任で行ってください。

- (7) 参加者が喧騒や粗暴な振る舞い、建物・付帯設備・備品等の毀損、盗取または亡失、汚損などに及んだ場合には、使用者がその責任において警察へ出動を要請するとともに、直ちに弊社へ連絡してください。
- (8) 建物・付帯設備・備品等を毀損、盗取または亡失、汚損させたときは、たとえ参加者の行為であっても使用者の責任においてその損害を弁償願います。

8. 使用承認の取消しについて

使用承認後または使用中において、次のいずれかに該当した場合は承認を取消し、使用をお断りすることがあります。(将来の仮予約、申込み受付完了分を含む)

なお、弊社は取り消しの理由等を説明する義務を負いません。

- (1) 弊社規程・細則および法令その他準じるものに違反することが判明したとき。
- (2) 前記「1. 会議室の貸与条件について」のいずれかの事項に該当することが判明したとき。
- (3) 前記「6. 禁止事項について」のいずれかの行為を行ったとき。
- (4) 使用申込書に虚偽の記載があったとき、または承諾した使用の目的・内容が実際と著しく異なるとき。

9. 免責事項について

弊社は、下記記載の事項について一切の責任を負いません。

- (1) 天災など弊社の責に帰すべき事由以外の原因による不測の事態が秋田県 J A ビル内外で発生し、不可抗力により会議等を中止せざるを得なくなった場合などの損害賠償責任等
- (2) 第三者による使用者・参加者の所有物の盗難・毀損・汚損、または使用者・参加者による第三者の所有物の盗難・毀損・汚損に係る損害賠償責任等
- (3) 会議室をはじめとした秋田県 J A ビル敷地内で発生した使用者・参加者とのトラブルに係る損害賠償責任等
- (4) 講演内容等に係る著作権など知的財産権に係る損害賠償責任等
- (5) 前記「6. 禁止事項について」、「7. 使用者の管理責任について」に記載する事項が遵守されなかったことに起因する、使用者・参加者の被害に係る損害賠償責任等
- (6) 前記「8. 使用承認の取消しについて」(1)～(4)の記載事由により使用承認を取り消したことに起因する、使用者・参加者の被害に係る損害賠償責任等

以 上

付 則

この細則は令和3年5月1日から施行する。